

平成 30 年度神奈川県介護支援専門員実務研修受講試験「試験案内」新旧対照表

◆ 5 ページ「6 試験実施方法（2）出題数・試験時間」

新				旧			
(2) 出題数・試験時間				(2) 出題数・試験時間			
区分		問題数	試験時間	区分		問題数	試験時間
介護支援分野	介護保険制度の基礎知識	25 問	120 分 (10:00~12:00)	介護支援分野	介護保険制度の基礎知識	25 問	120 分 (10:00~12:00)
	要介護認定等の基礎知識			要介護認定等の基礎知識			
	居宅・施設サービス計画の基礎知識等			居宅・施設サービス計画の基礎知識等			
保健医療福祉	保健医療サービスの知識等	20 問	(10:00~12:00)	保健医療福祉	保健医療サービスの知識等 <u>(基礎)</u>	15 問	(10:00~12:00)
サービス分野	福祉サービスの知識等	15 問		サービス分野	<u>保健医療サービスの知識等 (総合)</u>	5 問	
合計		60 問		合計		60 問	

◆ 8 ページ「受験対象者についての留意点」

新	旧
ア～エ (略)	ア～エ (略)
オ 介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第 69 条の 6 第 1 項 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が通過しない者	オ 介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が通過しない者
カ、キ (略)	カ、キ (略)

◆ 10 ページ「別表 2 相談援助業務に従事する者」

新		旧	
コード	対象業務	コード	対象業務
401	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員	401	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
402	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員	402	介護保険法第8条第20項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
403 ※	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員	403 ※	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
404 ※	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員	404 ※	介護保険法第8条第26項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項に規定する 生活相談員
405	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員	405	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、 指定 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項に規定する 支援相談員
406	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員	406	介護保険法第8条の2第11項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
407	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員	407	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
408	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員	408	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
409	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、 生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）ア に規定する 主任相談支援員	409	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、 別に定める者（主任相談支援員）

◆ 42ページ～51ページ「18 試験問題出題範囲」

新					旧					
介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	
一～二 (略)					一～二 (略)					
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	1. 総論 I 医学編	1～12 (略)		三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	1. 総論 I 医学編	1～12 (略)		
			13 医療器具を装着している場合の留意点	1～5 (略) 6 内視鏡的胃瘻増設術 (PEG) 7 (略)				13 医療器具を装着している場合の留意点	1～5 (略) 6 内視鏡的胃瘻増設術 (PEG) 7 (略)	
			14～15 (略)					14～15 (略)		
			2～3 (略)					2～3 (略)		
	5. (略)				5. (略)					
	6. 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	3. 地域密着型通所介護方法論	1. 地域密着型通所介護の意義・目的		=	6. 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	1、2 (略)	(新設)	(新設)	(新設)
				2. 地域密着型通所介護の利用者の特性	=					
				3. 地域密着型通所介護の内容・特徴	=					
		4. 認知症対応型通所介護方法論	1～3 (略)		3. 認知症対応型通所介護方法論		1～3 (略)			
		5. 小規模多機能型居宅介護方法論	1～3 (略)		4. 小規模多機能型居宅介護方法論		1～3 (略)			
6. 認知症対応型共同生活介護方法論		1～3 (略)		5. 認知症対応型共同生活介護方法論	1～3 (略)					
7. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論		1～3 (略)		6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1～3 (略)					
8. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論		1～3 (略)		7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	1～3 (略)					
9. 複合型サービス方法論		1～3 (略)		8. 複合型サービス方法論	1～3 (略)					
7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)		(削除)	(削除)	(削除)	7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)		1. 介護予防訪問介護方法論	1. 介護予防訪問介護の意義・目的	=	
						2. 介護予防訪問介護サービス利用者の特性	=			
						3. 介護予防訪問介護の内容・特徴	=			
						4. 介護予防支援サービスと介護予防訪問介護	=			
		1. 介護予防訪問入浴介護方法論	1～4 (略)		2. 介護予防訪問入浴介護方法論		1～4 (略)			
		2. 介護予防訪問看護方法論	1～4 (略)		3. 介護予防訪問看護方法論		1～4 (略)			
		3. 介護予防訪問リハビリテーション方法論	1～4 (略)		4. 介護予防訪問リハビリテーション方法論		1～4 (略)			

		4. 介護予防居宅療養管理指導方法論	1～9 (略)	
		(削除)	(削除)	(削除)
		5. 介護予防通所リハビリテーション方法論	1～4 (略)	
		6. 介護予防短期入所生活介護方法論	1～4 (略)	
		7. 介護予防短期入所療養介護方法論	1～4 (略)	
		8. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1～4 (略)	
		9. 介護予防福祉用具及び介護予防 住宅改修方法論	1～8 (略)	
	8. (略)			
	9. 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1～3 (略)		
		4. 介護医療院サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	＝
2 介護医療院サービス利用者の特性			＝	
3 介護医療院の内容・特徴	＝			
10. (略)				
四 (略)				

		5. 介護予防居宅療養管理指導方法論	1～9 (略)	
		6. 介護予防通所介護方法論	1 介護予防通所介護の意義・目的	＝
			2 介護予防通所介護サービス利用者の特性	＝
			3 介護予防通所介護の内容・特徴	＝
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所介護	＝
		7. 介護予防通所リハビリテーション方法論	1～4 (略)	
		8. 介護予防短期入所生活介護方法論	1～4 (略)	
		9. 介護予防短期入所療養介護方法論	1～4 (略)	
		10. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1～4 (略)	
		11. 介護予防福祉用具及び介護予防 住宅改修方法論	1～8 (略)	
		8. (略)		
9. 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1～3 (略)			
	(新設)	(新設)	(新設)	
10. (略)				
四 (略)				